

木津川市地域公共交通計画策定の策定について

(1) 計画策定の目的

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域公共交通のあらゆる現状と課題について検討したうえで、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランを策定する。

(2) 計画期間

令和6年4月～令和11年3月（5年間）

(3) 計画に記載が必要な事項

- ① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標
- ④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体
- ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(4) 計画策定の流れ

各種統計指標分析や実態調査を実施し、市の地域公共交通に関する課題整理を行うとともに、第2次計画の検証・評価を行う。その結果を踏まえた上で、当該地域にとって最適な公共交通のあり方や事業等について検討し、新たな計画としてとりまとめる。

また、計画とりまとめに際しては、計画（中間案）の段階でパブリックコメントを実施し、市民からの意見を反映させる。

(5) 実態調査（案）について

地域公共交通に係る実態や課題把握のために、次の実態調査を実施する。

調査手法	対 象
アンケート	①住民 ②コミュニティバス利用者
ワークショップ	④地域住民
ヒアリング	⑤交通事業者、関係団体

①住民アンケート

【調査の狙い】

多くの市民を調査対象として、移動環境や公共交通サービスの満足度、課題、また公共交通の利用実態や頻度の変化、公共交通に係る満足度などを把握する。

【調査の概要】

(対象) 18歳以上の市内居住者

(配布件数) 約5,500人

(抽出手法) 住民基本台帳よりを無作為抽出

(配布回収方法) 郵送配布／郵送回収 (WEB回答も検討)

②コミュニティバス利用者アンケート

【調査の狙い】

日常生活でのコミュニティバスの使われ方や、利用者目線からのサービスの評価、改善点などを把握する。

【調査の概要】

(対象) コミュニティバス利用者

(配布目標) 約500人

(配布方法) 調査員による聞き取りや、車内にて乗務員が手渡し又は配架し、郵送による回収を予定。

※具体的な手法は、別途、支援業者と交通事業者との調整の上で決定。

④地域住民ワークショップ

【調査の狙い】

日常生活における移動に関する問題点や要望など、アンケート調査手法からでは把握できないような具体的な意見や地域状況を把握する。

【調査の概要】

※実施団体や実施方法については、現在検討中です。

ワークショップを通じて、地域住民の個別単位での問題点などの把握ができればと考えています。

⑤交通事業者、関係団体ヒアリング調査

【調査の狙い】

交通事業者等の運行サイドが抱える課題や、関係主体と連携した利用促進に向けた施策の可能性などを把握する。

【調査の概要】

(対象) 交通事業者：路線バス事業者、コミュニティバス運行事業者、鉄道事業者

その他関係機関：観光協会、商工会等

(実施方法) ヒアリングシートを事前送付後、ヒアリング調査を実施。

【主な調査項目】

○交通事業者：利用者の動向、運行サイドにおけるサービス持続に向けた課題 など

○その他関係機関：公共交通サービスとの関わり（例えば、公共交通利用での来訪者数）、
利用促進での連携の可能性 など

表 業務スケジュール

	令和5(2023)年							令和6(2024)年			
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
契約・計画の策定進捗	契約 計画準備							計画素案の作成	計画素案のパブコメ	計画素案の修正	3/31工期
(1) 計画の基本的な方針の検討		現況整理 ✓地域特性 ✓公共交通 ✓上位計画等			課題抽出	基本の方針の検討					素案パブコメは第3回協議会での承認を経て、1月下旬～2月頃実施が望ましい
(2) 第2次計画の評価実施		実施									
(3) 計画目標の検討						目標の検討	評価指標・目標値の検討				
(4) 事業及び実施主体の検討							事業・実施主体の検討	関係者調整			
(5) 計画の達成状況の評価に関する事項の検討							達成状況の評価方法の検討				
(6) 実態調査の実施	アンケート設計	印刷・封入	住民アンケート 配布・回収 入力	整理・分析							
			印刷・封入	利用者アンケート 配布・回収 入力	整理・分析						
(7) 会議等運営支援	協議会①		利用者アンケートは、通学利用を踏まえ、9月以降実施が望ましい		地域ワークショップ		協議会②		協議会③		協議会④
(8) 打合せ協議	①	②	2回目以降は、必要に応じて適宜実施（追加も可）				③	④		⑤	
(9) 報告書の作成											報告書作成

※ ■ 内部での作業・検討 ■ 対外的な実施事項